

改正

令和5年3月28日要綱第7号

令和6年3月15日要綱第10号

佐用町空き家バンク設置要綱

佐用町空き家情報等活用システム事業実施要綱（平成17年佐用町要綱第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、佐用町における空き家の有効活用を通じて、佐用町と都市住民等の交流拡大及び定住促進により地域の活性化を図るために実施する佐用町空き家バンクに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 空き家 町内に個人又は法人が建築又は取得し、現に居住していない（近日常に居住しなくなる予定のものを含む。）建物（住宅、店舗、事務所、倉庫及び作業所に限る。以下この号において同じ。）及びその敷地をいう。ただし、賃貸や分譲等を目的とする建物及びその敷地を除く。
- （2） 所有者等 町内の空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- （3） 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、町内への定住等を目的として、空き家の利用を希望し、情報の提供を受けようとする者（以下「利用申込者」という。）に対し、紹介を行うための空き家情報登録制度をいう。

（適用上の注意）

第3条 この要綱の規定は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

（空き家の登録申込み等）

第4条 空き家バンクへ空き家を登録しようとする所有者等（以下「物件提供申込者」という。）は、空き家バンク登録申込書（様式第1号）及び空き家バンク登録カード（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認の上、適当であると認めるときは、空き家バンク登録台帳（以下「空き家台帳」という。）（様式第3号）に登録するものとする。ただし、当該空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- （1） 老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なもの
- （2） 所有者等が佐用町暴力団排除条例（平成24年佐用町条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団（以

下「暴力団」という。）、同条第2号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）であると認められるもの
(3) その他町長が適当でないと認めるもの

3 町長は、前項の規定による登録又は却下をしたときは、空き家バンク登録完了（却下）通知書（様式第4号）により当該物件提供申込者に通知するものとする。

4 所有者等は売買又は賃貸借契約成立まで当該空き家の保全に努めなければならない、契約後も権利を有する場合においては、継続して保全に努めることとする。

5 町長は、必要に応じて当該空き家を調査することができる。

6 町長は、第2項により登録したときは、その内容等を確認の上、佐用町空き家バンク事業者登録事務取扱要領（平成28年佐用町要領第6号）第8条の規定により登録物件を取り扱う登録業者（以下「取扱業者」という。）の選定を一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会西播磨支部（以下「西播磨支部」という。）に依頼するものとする。ただし、西播磨支部が佐用町に一任する場合は、この限りではない。

7 町長は、空き家バンクに係る事務の全部又は一部の処理を町長が適当と認める者に委託することができる。

（空き家に係る登録事項の変更の届出）

第5条 登録の通知を受けた物件提供申込者（以下「物件登録者」という。）は当該登録事項に変更があったときは、登録事項の変更内容を記載した空き家バンク登録カードを、速やかに町長に届け出なければならない。

（空き家台帳の登録の取消し）

第6条 町長は、物件登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家台帳から当該登録を取り消すものとする。

(1) 物件登録者から登録の取消しの申出があったとき。

(2) 所有権その他の権利に移動したことが分かったとき。

(3) 登録した日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより、再登録した場合は、この限りではない。

(4) 申込み内容を偽って登録したことが判明したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか町長が適当でないと認めるとき。

2 前項第1号及び第2号の場合において、物件登録者は空き家バンク登録取消届出書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、第1項の規定による登録の取消しをしたときは、空き家バンク登録取消通知書（様式第6号）により当該物件登録者に通知するものとする。

（利用登録の申込み等）

第7条 利用申込者は、空き家バンク利用申込書（様式第7号）及び空き家バンク利用登録者カード（様式第8号）に身分証明書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当している者を空き家バンク利用登録者台帳（以下「利用者台帳」という。）（様式第9号）に登録しなければならない。

（1） 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、本町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活ができると認められる者

（2） 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動及び地域の行事・活動への積極的な参加等を行うことにより地域の活性化に寄与しようとする者

（3） 空き農地を利用し、積極的に農業に従事し、地域の農業環境保全に寄与しようとする者

（4） 前3号に掲げるもののほか町長が適当と認める者

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク利用登録者完了通知書（様式第10号）により当該利用申込者に通知するものとする。

（利用者登録事項の変更の届出）

第8条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用申込者（以下「利用登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは速やかに空き家バンク利用登録者変更届出書（様式第11号）に変更箇所を記載した空き家バンク利用登録者カード（様式第8号）を添えて、町長に届け出なければならない。

（利用者台帳の登録の取消し）

第9条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者台帳の登録を取消すとともに、空き家バンク利用登録者取消通知書（様式第12号）により利用登録者に通知するものとする。

（1） 第7条第2項各号のいずれにも該当しないこととなったとき。

（2） 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

（3） 申込み内容に偽って登録したことが判明したとき。

（4） 利用登録者から空き家バンク利用登録者取消申出書（様式第13号）の届出があったとき。

（5） 利用登録した日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより登録した場合は、この限りではない。

（6） 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めたとき。

（情報の提供）

第10条 町長は、登録された情報（登録所有者の個人情報を除く物件情報に限る。）を、町のホームページへの掲載及び窓口による閲覧等の方法により提供するものとする。ただし、所有者等が登録に関して希望しない事項については、この限りでない。

2 町長は、物件登録者及び利用登録者から得た情報を取扱業者へ提供できるものとする。

(物件登録者と利用登録者との交渉等)

第11条 町長は、物件登録者及び利用登録者が行う空き家に関する交渉並びに売買契約又は賃貸借契約の媒介をする行為には、直接これに関与しないものとする。

2 町長は、前項の交渉及び契約の媒介をする行為については、取扱業者に依頼するものとする。

(経過報告)

第12条 取扱業者は、遅滞なく当該利用登録者と空き家の利用に係る交渉を行い、当該交渉が終了したときは、空き家バンク登録物件交渉結果報告書(様式第14号)により町長にその結果を報告するものとする。

2 前項において、物件に関する売買契約又は賃貸契約が成立した場合は、取扱業者は、当該契約書の写しを速やかに町長に提出しなければならない。

(暴力団等の排除)

第13条 暴力団員又は暴力団密接関係者は、空き家バンクを利用することができない。

2 前項の規定は、物件提供申込者又は利用申込者と生計を一にする同居の親族についても適用する。

3 町長は、物件登録者又は利用登録者及びこれらの者と生計を一にする同居の親族が登録期間中に暴力団員又は暴力団密接関係者になったことを覚知したときは、これらの者に係る登録情報を直ちに削除しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日要綱第7号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月15日要綱第10号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

佐用町長 様

空き家バンク登録申込書

住 所 _____

氏 名 _____

このことについて、佐用町空き家バンク設置要綱に定める趣旨を理解し、要綱第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり空き家バンクへ登録を申し込みます。

- 1 登録内容は、空き家バンク登録カード（様式第 2 号）記載のとおりです。
- 2 次に掲げる全ての事項に同意します。
 - (1) 町長が当該空き家及びその所有者の確認を行なうため、名寄帳兼課税台帳を閲覧し、又はその写しの交付を受けること。
 - (2) 空き家バンクの利用希望者、取扱業者及び委託業者に対して、登録された情報を提供されること。
 - (3) 町長が佐用町のホームページ、動画サイト及び SNS 等において登録された空き家の情報の一部（所在地、物件の概要及び写真）を紹介すること。
 - (4) 町長が空き家バンク登録台帳に登録された内容を利用希望登録者に閲覧させ、又はその写しを交付すること。
 - (5) 町長が預けた鍵を利用して空き家の調査及び内覧に利用すること。
- 3 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出ます。
- 4 誓約事項
 - (1) 空き家バンク登録カードの記載内容に偽りはなく、要綱第 4 条第 2 項の 1 号及び 2 号規定に該当しないことを誓約します。
 - (2) 要綱第 12 条に関し、物件の売買・賃貸借に関する交渉、契約、問題解決等については、所有者等と利用登録者の両者の間で責任をもって行います。
 - (3) 利用者との交渉及び契約を通じて得られた情報については、空き家バンクの目的に従って利用し、決して他の目的に利用しないことを誓約します。

[注意事項]

- (1) 契約成立時に、別途仲介手数料がかかります。なお、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）に基づく額の範囲となります。
- (2) 佐用町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年佐用町条例第 10 号）の規定の趣旨に基づき申請された個人情報は、利用希望者・登録業者への提供のほかは、本事業の目的以外に利用しません。
- (3) 佐用町では、情報の提供や必要な連絡調整等は行いますが、空き家等に関する交渉並びに売買及び賃貸借等の契約については、一切これに関与しません。

空家バンク登録カード

登録No.			分類	☐ 住宅と土地 ☐ 付属家		☐ 売却 ☐ 賃貸			
物件住所地		兵庫県佐用郡佐用町							
所有者等		〒 -		住所					
		氏名				TEL			
		携帯				FAX			
		eメール		@					
権利関係 登記簿上所有者の関係		建物及び土地の所有者 ☐ 本人 ☐ 共同 ☐ その他（ ）							
		付属家の所有者 ☐ 本人 ☐ 共同 ☐ その他（ ）							
権利書（登記済証書）		建物 ☐ 有 ☐ なし			土地 ☐ 有 ☐ なし				
建築確認済書		☐ 有 ☐ なし			設計図書	☐ 有 ☐ なし			
土地の境界確定の状況									
地籍調査の実施状況		☐ 実施済 ☐ 年 月 予定							
その他 連絡先		〒 -		住所					
		連絡先			TEL				
物件の概要	面 積			構 造		補修の要否		補修の費用負担	
	土地	m ² ・坪		☐ 木造 ☐ 軽量鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート ☐ その他 （ ）		☐ 補修は不要 ☐ 多少の補修必要 ☐ 大幅な補修必要 ☐ 現在補修中		☐ 所有者負担 ☐ 入居者負担 ☐ その他 （ ）	
	建物	延床面積	m ² ・坪						
		1階	m ² ・坪						
		2階	m ² ・坪						
		合計	m ² ・坪						
	建築時期		年 月 日						
	屋根	☐ かわらぶき ☐ スレート ☐ 陸屋根 ☐ 亜鉛メッキ鋼板 ☐ その他（ ）							
	外壁	☐ モルタル ☐ サイディング ☐ 土壁 ☐ ALC ☐ その他（ ）							
	増改築の履歴	☐ 有（ 年 月頃 内容： ） ☐ なし							
間取り	1階	☐ 居間（ ）畳 ☐ 台所 ☐ 風呂 ☐ トイレ ☐ その他（ ） ☐ 洋室（ ）畳（ ）畳 ☐ 和室（ ）畳（ ）畳（ ）畳							
	2階	☐ 居間（ ）畳 ☐ 台所 ☐ 風呂 ☐ トイレ ☐ その他（ ） ☐ 洋室（ ）畳（ ）畳 ☐ 和室（ ）畳（ ）畳（ ）畳							
石綿使用調査結果の記録		☐ 有 調査年月日： 年 月頃 ☐ なし							
空き家になった時期		年 月		耐震診断		☐ 有（書類名： ） ☐ なし			
賃貸・売買の条件	売買	売買希望価格		円					
		その他売却条件							
	賃貸	賃貸希望価格		（ ）円／月					
		敷金／敷引		（ ／ ）円 ・ なし					

		その他の賃貸条件			
設備状況	電気	☐ 引き込み済み ☐ その他()		トイレ	☐ 水洗 ☐ くみ取り
	ガス	☐ プロパンガス ☐ その他()			☐ 和式 ☐ 洋式
	風呂	☐ ガス ☐ 灯油 ☐ 電気 ☐ その他()		家庭菜園	☐ 有 ☐ なし
	水道	☐ 上水道 ☐ 井戸 ☐ その他()		駐車場	台(車庫：有・なし)
	下水道	☐ 下水道 ☐ 浄化槽 ☐ その他()		庭	☐ 有 ☐ なし
	給湯	☐ 有 ☐ ヵ所 ☐ なし		ペット	☐ 可 ☐ 不可
	地デジTV	☐ 受信可(☐ CATV ☐ 単独アンテナ) ☐ 受信不可			
	その他				
私道の負担		☐ 有 (面積 m ² ・共有持分 / 負担金 円 ☐ なし			
付帯物件 (敷地外の自己 所有物件)	畑	()箇所 () m ² ・坪			
	田	()箇所 () m ² ・坪			
	その他()	()箇所 () m ² ・坪			
	付帯物件も同時契約できる方を ☐ 希望する(別紙2へ記載) ☐ 希望しない				
特記事項		※所有権以外の権利に関する事項がある場合は特記事項に記載してください。 ※相続登記の必要がある場合はその旨記載してください。 ※必要に応じ公開します。			
間取り図・物件位置図		間取り図・物件位置図等(別紙1)へ記載又は添付			
受付日	年 月 日	登録抹消日	年 月 日		
登録日	年 月 日	有効期日	年 月 日		
登録変更日	年 月 日	☐ 契約成立 ☐ 登録抹消 ☐ その他()			

- 注 1 太枠内の情報は、登録業者及び空き家等の交渉申込みがあった場合のみ利用者に公開します。
- 2 登録する建物及び土地の登記事項証明書並びに当該建物及び土地の現況及び全景を確認することができる写真3枚程度を必ず添付してください。
- 3 間取り図、配置図、位置図は、本様式に記載出来ない場合は別に作成し、この様式に添付してください。
- 4 売買の場合は地積測量図(法務局)、公課証明書(佐用町税務課)を添付してください。

間取り図・位置図

【間取り図】	
【配置図】 ※敷地内の家庭菜園や駐車場スペースについても詳しく記載してください。	【位置図】 ※目印となる施設、建物、道路、河川等を詳細に記載してください(地図等添付書類可)

付帯物件(敷地外の自己所有物件)登録カード

賃貸・譲渡 したい理由						
地元への相談		☐ 相談していない				
		☐ 自治会長（内容： ）				
		☐ 農会長（内容： ）				
		☐ 農業委員会（内容： ）				
		☐ その他（内容： ）				
土地の 状況	所在地番	地目	面積	ほ場整備	水利	その他(現況など)
希望 条件	権利の種類	☐ 所有権 ☐ 賃貸借権 ☐ 使用貸借権				
	貸付期間					
	希望価格					
	引渡可能時期					
	農機具（庫）					
	その他					
【物件位置図】 目印となる施設、建物、道路、河川等を詳細に記載してください(地図等添付書類可)						
受付日	令和 年 月 日	登録抹消日	令和 年 月 日			
登録日	令和 年 月 日	有効期日	令和 年 3 月 3 1 日			
登録変更日	令和 年 月 日	☐ 契約成立 ☐ 登録抹消 ☐ その他()				

- 注 1 太枠内の情報は、登録業者及び空き家等の交渉申込みがあった場合のみ利用者に公開します。
- 2 登録する建物及び土地の登記事項証明書並びに当該建物及び土地の現況及び全景を確認することができる写真3枚程度を必ず添付してください。
- 3 売買の場合は地積測量図（法務局）、公課証明書（佐用町税務課）を添付してください

年 月 日

空き家バンク利用者申込書

佐用町長 様

住所
氏名

佐用空き家バンク設置要綱に定める制度の趣旨などを理解し、空き家の情報を利用したいので、同要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のことを誓約の上、空き家バンクに利用登録を申し込みます。

記

- 1 登録内容は、空き家バンク利用者カード（様式第 8 号）に記載のとおりです。
- 2 空き家の所有者等及び登録業者に対して、登録された情報を提供されることに同意します。なお、家族の情報についても、同じく本人の同意を得ています。
- 3 要綱第12条に関し、物件の売買・賃貸借に関する交渉、契約、問題解決等については、所有者等と利用希望者の両者の間で責任をもって行います。
- 4 空き家バンクへの申請を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。
- 5 空き家等を利用することとなったときは、佐用町の生活文化、自然環境等への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、よりよき地域住民となることをここに誓約いたします。
- 6 私及び同居予定者等は、佐用町暴力団排除条例（平成24年佐用町条例第1号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者ではありません。このことについて、私及び同居予定者等の情報を警察照会に利用することに同意します。

添付書類 身分証明書の写し

注意事項

佐用町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年佐用町条例第10号）の規定に基づき、申し込みされた個人情報は、本事業の目的外の用途に利用しません。

様式第8号

空き家バンク利用者カード

利用登録者 番号						
フリガナ 氏 名	男・女		生年月日	年 月 日	年齢	歳
住 所	〒 ()				職業 (勤務先)	
連絡先	TEL :			FAX :		
	e メール :			@		
同居者の構成	フリガナ 氏 名	年齢	性別	続柄	生年月日	職業 (勤務先)
移転の理由	目 的1	☐ 定住 (・佐用町に住みたい ・田舎暮らしがしたい ・) ☐ 二地域間居住 (セカンドハウス ・) ☐ その他 ()				
	目 的2	☐ 就職 ☐ 起業 (業種 :) ☐ 芸術活動 () ☐ 新規就農 (農業 :) ☐ その他 ()				
	内 容 (具体的に)					
移転の時期	希望時期	☐ 今すぐ移住したい (移住時期 年 月頃) ☐ 今後1年以内に移住したい (移住時期 年 月頃) ☐ 将来的に移住を考えている (移住時期 年 月頃)				
希望物件・条件	賃貸・購入の別	☐ 賃貸希望 ☐ 購入希望 ☐ どちらでも				
	物件内容	構造 :		広さ (間取り) :		
		状態 :		その他 :		
	希望価格	購入	円	賃借	円/月	
	立地・環境条件					
	農地利用の希望	☐ 希望する (a) ☐ 希望しない				
	その他の希望					
特記事項						
受 付 日	年 月 日	登録抹消日	年 月 日			
登 録 日	年 月 日	有効期日	年3月31日			
登録変更日	年 月 日	☐ 契約成立 ☐ 登録抹消 (理由 :)				

佐用町空き家バンク 利用・物件登録申請書類の提出について

～関係書類～

提出漏れがないか
チェック!!

利用登録

(空き家を買いたい・借りたい方)

- ☐ 空き家バンク利用者申込書 (様式第7号)
- ☐ 空き家バンク利用者カード (様式第8号)
- ☐ 顔写真付き本人確認書類のコピー
(マイナンバーカード等)

物件登録

(空き家の売りたい・貸したい方)

- ☐ 空き家バンク登録申込書 (様式第1号)
- ☐ 空き家バンク登録カード (様式第2号)

～登録申請書類の提出手段～

①郵便



〒679-5380
兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611-1
商工観光課定住・空家対策室宛

②メール



メールアドレス
teijutaisaku@town.sayo.lg.jp

③FAX



FAX 番号：0790-82-0492

④役場窓口へ直接持参



兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1
佐用町役場 第一庁舎西館 2 階

～おすすめの提出方法～

利用登録

(空き家を買いたい・借りたい方)

早めに利用登録をされたい方は、②メールでの提出がおすすめです。役場に書類が到着し、2～3日ほどで登録が完了し、連絡先住所に登録完了通知を送付します。

物件登録

(空き家の売りたい・貸したい方)

空き家登録には物件の境界線の確認など、対面での細かなヒアリングが必要なため、④役場窓口での提出がおすすめです。

ご不明な点がございましたら

佐用町商工観光課定住・空家対策室 (0790-82-0670) までご連絡ください